

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年6月25日(2009.6.25)

【公表番号】特表2008-542486(P2008-542486A)

【公表日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2008-514058(P2008-514058)

【国際特許分類】

C 08 J 7/00 (2006.01)

D 01 F 6/46 (2006.01)

【F I】

C 08 J 7/00 C E S A

D 01 F 6/46 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一種のポリオレフィン、及び

・主にイソブテン単位からなる平均モル質量Mnが200～10000g/molの範囲にある少なくとも一種の疎水性ブロック(A)と、

・主にオキシアルキレン単位からなる平均モル質量Mnが1000～20000g/molの範囲にある少なくとも一種の親水性ブロック(B)と、を含む少なくとも一種のブロック共重合体、

を含む高分子組成物であって、

・前記組成物が成形体又はフィルムとして存在し、

・前記ポリオレフィンがポリプロピレン又はポリエチレンの単独重合体または共重合体を含み、

・前記組成物が、さらにポリエステル又はポリアミドを含むことを特徴とする高分子組成物。

【請求項2】

前記組成物が、繊維、糸、織布、不織布、ニット及び/又は他の織物材料の形で存在する請求項1に記載の高分子組成物。

【請求項3】

前記織物材料が衣料用織物又は家庭用織物を含む請求項2に記載の高分子組成物。

【請求項4】

前記衣料用織物が、スポーツウェア、下着、上着、ジャケット又は機能下着を含む請求項3に記載の高分子組成物。

【請求項5】

前記家庭用織物が、カーテン、テーブルクロス、寝具、椅子張り生地又はカーペットを含む請求項3に記載の高分子組成物。

【請求項6】

前記ポリオレフィンがポリプロピレンの単独重合体または共重合体を含む請求項1～5のいずれか1項に記載の高分子組成物。

【請求項 7】

ポリプロピレンのメルトフローインデックスMFR(230、2.16kg)が40g/10分未満である請求項6に記載の高分子組成物。

【請求項 8】

前記組成物が、融点が50~250の範囲にあるポリエステルを含む請求項1~7のいずれか1項に記載の高分子組成物。

【請求項 9】

前記親水性ブロック(A)が、50質量%以上のエチレンオキシド単位を含む請求項1~8のいずれか1項に記載の高分子組成物。

【請求項 10】

前記ブロック共重合体が、一般式A-B-Aで表される少なくとも一種の三元ブロック共重合体である請求項1~9のいずれか1項に記載の高分子組成物。

【請求項 11】

前記ブロック共重合体が、一般式A-B-Aと一般式A-Bでそれぞれ表される三元ブロック共重合体と二元ブロック共重合体の混合物である請求項1~10のいずれか1項に記載の高分子組成物。

【請求項 12】

前記組成物の全成分の総量に対していれども、ポリオレフィンの使用量が35質量%~99.95質量%の範囲であり、ブロック共重合体の使用量が0.05質量%~10質量%の範囲である

請求項1~11のいずれか1項に記載の高分子組成物。

【請求項 13】

さらに少なくとも一種の充填剤を含む請求項1に記載の高分子組成物。

【請求項 14】

前記充填剤が、CaCO₃、Al(OH)₃、Mg(OH)₂、タルク、ガラス纖維、シート状ケイ酸塩からなる群から選択される少なくとも一種の化合物を含む請求項13に記載の高分子組成物。

【請求項 15】

前記充填剤が、粒子状シート状ケイ酸塩を含む請求項14に記載の高分子組成物。

【請求項 16】

前記充填剤が難燃剤を含む請求項15に記載の高分子組成物。

【請求項 17】

さらに少なくとも一種の染料を含む請求項1~16のいずれか1項に記載の高分子組成物。

【請求項 18】

前記染料が分散染料である請求項17に記載の高分子組成物。

【請求項 19】

前記ポリオレフィン、ブロック共重合体、及び他の成分を加熱して溶融流体とし、適当な装置で互いに激しく混合し、該溶融高分子組成物を前記混合装置から金型を介して放出し、所望の成形体とすることを特徴とする請求項1に記載の高分子組成物の製造方法。

【請求項 20】

前記溶融体を成形して纖維を得ることを特徴とする請求項19に記載の製造方法。

【請求項 21】

前記纖維を、更に糸、織布、不織布、ニット又は他の織物材料に加工することを特徴とする請求項20に記載の製造方法。

【請求項 22】

前記纖維が衣料用織物又は家庭用織物であることを特徴とする請求項21に記載の製造方法。

【請求項 23】

前記衣料用織物が、スポーツウェア、下着、上着、ジャケット又は機能下着を含むこと

を特徴とする請求項 2 2 に記載の製造方法。

【請求項 2 4】

前記衣料用織物が、カーテン、テーブルクロス、寝具、椅子張り生地又はカーペットであることを特徴とする請求項 2 3 に記載の製造方法。